

## 今月の内容

- ◆ 9月より  
新しい「標準報酬月額」が適用されます
- ◆ 10月1日より「最低賃金」が変わります

## 9月より 新しい「標準報酬月額」が適用されます

7月に提出した「算定基礎届」により、令和4年度の標準報酬月額が決定されました。  
新しい標準報酬月額は、9月から適用されます。

### ○「標準報酬月額」とは

- 標準報酬月額とは、社会保険加入者が受ける報酬月額（各種手当を含む）を、いくつかの区切りのよい幅（等級）で区分した“仮の報酬月額”のことです。
- 標準報酬月額を基にして社会保険料の額が決まります。
- 出産手当金や傷病手当金、および将来受け取る厚生年金の額も、標準報酬月額を基に算出されます。

標準報酬等級		標準報酬月額	報酬月額
健保	厚年		
1		58,000 円	～ 62,999 円
2		68,000 円	63,000 円～ 72,999 円
3		78,000 円	73,000 円～ 82,999 円
4	1	88,000 円	83,000 円～ 92,999 円
5	2	98,000 円	93,000 円～ 100,999 円
～	～	～	～
19	16	240,000 円	230,000 円～ 249,999 円
20	17	260,000 円	250,000 円～ 269,999 円
21	18	280,000 円	270,000 円～ 289,999 円
22	19	300,000 円	290,000 円～ 309,999 円
23	20	320,000 円	310,000 円～ 329,999 円
～	～	～	～
34	31	620,000 円	605,000 円～ 634,999 円
35	32	650,000 円	635,000 円～ 664,999 円
36		680,000 円	665,000 円～ 694,999 円
～	～	～	～
49		1,330,000 円	1,295,000 円～ 1,354,999 円
50		1,390,000 円	1,355,000 円～

残業代や通勤費等、  
各種手当を含めた  
給与月額

《健康保険》  
第1級(58,000 円)  
～ 第50級(1,390,000 円)

《厚生年金保険》  
第1級(88,000 円)  
～ 第32級(650,000 円)

- \* 新しい標準報酬月額は、日本年金機構や健康保険組合から交付される「被保険者標準報酬決定通知書」で確認することができます。
- \* 9月に決定された標準報酬月額に基づく社会保険料は、10月に支給する給与から控除することになります。



# 10月1日より「最低賃金」が変わります

令和4年10月1日より、東京都最低賃金は次の金額となります。

時間額 **1,072円**

改定前：1,041円（31円UP）

- \*東京都内の事業所においては、上記の最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。（パート・アルバイト・嘱託等に対しても、上記の最低賃金が適用されます。）
- \*定額残業代を支給している場合、定額残業代は最低賃金の対象に含まれないことにご留意ください。（下記2.②③参照）

【近県の最低賃金】◆神奈川 **1,071円** 改定前 1,040円(31円UP)  
◆埼玉 **987円** 改定前 956円(31円UP)  
◆千葉 **984円** 改定前 953円(31円UP) \*いずれもR4.10.1～

## 1. 最低賃金制度とは

- 最低賃金制度とは、国が賃金の最低限度を定め、「使用者は労働者に最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない」とする制度です。（最低賃金法）
- 仮に、労働者が最低賃金額より低額の賃金を承諾したとしても、使用者は最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

## 2. 最低賃金の対象となる賃金、ならない賃金

- 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られます。次の賃金は、最低賃金の対象に含まれません。

### 【最低賃金の対象に含まれない賃金】

- ① 精皆勤手当、通勤手当および家族手当
- ② 時間外および休日の労働に対して支払われる賃金（残業手当、休日手当など）
- ③ 深夜労働に対して支払われる賃金のうち、深夜割増部分の賃金（深夜割増手当など）
- ④ 臨時に支払われる賃金（結婚祝金など）
- ⑤ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

## 3. 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかのチェック方法

- 実際に支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを確認するときは、以下の方法で比較してください。（実際の賃金額については、上記2.もご参照ください。）

時給制の場合	時間給	≥ 最低賃金額
日給制の場合	日給 ÷ 1日の所定労働時間	≥ 最低賃金額
月給制の場合	月給 ÷ 1か月の平均所定労働時間	≥ 最低賃金額

